

法科大学院評価基準 - 解説

2004年5月

(財)日弁連法務研究財団

目 次

0 . 評価基準の読み方及び評価基準一覧	2
1 . 法科大学院の運営と自己改革	7
1 - 1 基本方針の設定と周知徹底	8
1 - 2 自己改革への取り組み	10
1 - 3 情報公開	14
1 - 4 管理運営	16
1 - 5 特徴の追求	20
2 . 入学者選抜	22
2 - 1 入学者選抜	23
2 - 2 既修者認定	26
2 - 3 多様性・開放性	30
3 . 教育体制	34
3 - 1 教員の体制	35
3 - 2 教員サポート体制	43
4 . 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み	48
4 - 1 教育内容・方法の向上に向けての組織的取り組み	49
5 . カリキュラム	53
5 - 1 科目構成・履修単位	54
6 . 授業	59
6 - 1 授業	60
7 . 法曹として必要な資質・能力の養成	69
7 - 1 法曹として必要な資質・能力の養成	70
8 . 学習環境	72
8 - 1 施設及び設備	73
8 - 2 学生サポート体制	77
8 - 3 実社会との接触・交流	83
8 - 4 適切な学生数	86
9 . 成績評価・修了認定	90
9 - 1 成績評価	91
9 - 2 修了認定	96

0．評価基準の読み方及び評価基準一覧

(1) 評価基準

各評価基準そのものを記載する。

(2) 趣旨

各評価基準につき「その評価基準は何を評価しようとしているのか」、「なぜその評価基準でその内容を評価しようとするのか」という、基準の背景にある考え方を記載する。

(3) 解説

各評価基準の字句の解釈や内容を記載する。内容を理解するため必要最小限の範囲で具体例を示している場合もあるが、その例に限定する趣旨ではない。

(4) 判定基準

各評価基準についての評価の仕方(合否判定か多段階評価か)を記載する。

(5) 関連する法規定

各評価基準につき関係する法規定を記載する。なお、以下のとおり略記する。

「基」：専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)

「告」：専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)

(6) 参考例

各評価基準で評価する際に、考慮される具体的な事象や、その評価基準を充足するための取り組みの例等を記載する。但し、あくまで参考例であり、評価基準においてどう評価されるかは、評価対象法科大学院の具体的な状況(法科大学院の規模、体制、基本方針、段階(設立当初か相当期間経過後か)等)により異なる点に留意が必要である。

(7) 評価基準一覧

1. 法科大学院の運営と自己改革

1 - 1 基本方針の設定と周知徹底

- 1 - 1 - 1 適切な基本方針が明確に設定された上で関係者等に周知徹底され、実践されていること。

1 - 2 自己改革への取り組み

- 1 - 2 - 1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。
- 1 - 2 - 2 自己点検・評価活動が適切に実施され、教育改善に向け有効に機能していること。

1 - 3 情報公開

- 1 - 3 - 1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案を受ける体制を備えていること。

1 - 4 管理運営

- 1 - 4 - 1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。
- 1 - 4 - 2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 - 5 特徴の追求

- 1 - 5 - 1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

2. 入学者選抜

2 - 1 入学者選抜

- 2 - 1 - 1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。
- 2 - 1 - 2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って実施されていること。

2 - 2 既修者認定

- 2 - 2 - 1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続、及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。
- 2 - 2 - 2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って実施されていること。

2 - 3 多様性・開放性

- 2 - 3 - 1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。
- 2 - 3 - 2 2 - 3 - 1の外、入学者の多様性確保及び入学志望者に対する障害を除去するために適切な努力をしていること。

3 . 教育体制

3 - 1 教員の体制

- 3 - 1 - 1 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- 3 - 1 - 2 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- 3 - 1 - 3 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。
- 3 - 1 - 4 専任教員の半数以上は教授であること。
- 3 - 1 - 5 教員の年齢及びジェンダーに配慮がなされていること。

3 - 2 教員サポート体制

- 3 - 2 - 1 教員の担当する授業時間数が十分な準備をすることのできるものであること
- 3 - 2 - 2 教員の授業やその準備等を支援する仕組み・体制が用意されていること。
- 3 - 2 - 3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がされていること。

4 . 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み

4 - 1 教育内容・方法の向上に向けての組織的取り組み

- 4 - 1 - 1 教員に教育内容や教育方法を改善するための研修機会や内部研鑽の機会等が適切に用意され、実施されていること。
- 4 - 1 - 2 教育内容や教育方法を学生が評価し教員に通知する仕組みが制度上用意され実施されていること。

5 . カリキュラム

5 - 1 科目構成・履修単位

- 5 - 1 - 1 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目が体系的かつ適切に開設されており、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。
- 5 - 1 - 2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次であっても年間44単位を超えないこと。
- 5 - 1 - 3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

6 . 授業

6 - 1 授業

- 6 - 1 - 1 学生に対し適切な科目の履修選択ができるよう指導をしていること。
- 6 - 1 - 2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施していること。
- 6 - 1 - 3 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。
- 6 - 1 - 4 臨床科目が適切に開設され実施されていること。
- 6 - 1 - 5 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

7 . 法曹として必要な資質・能力の養成

7 - 1 法曹として必要な資質・能力の養成

- 7 - 1 - 1 法曹に必要とされるマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

8 . 学習環境

8 - 1 施設及び設備

- 8 - 1 - 1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。
- 8 - 1 - 2 教育及び学習の上で必要な情報源及びその利用環境が整備されていること。

8 - 2 学生サポート体制

- 8 - 2 - 1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

8 - 2 - 2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

8 - 2 - 3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

8 - 3 実社会との接触・交流

8 - 3 - 1 実社会と接触・交流等を持つための取り組みがなされていること。

8 - 3 - 2 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

8 - 4 適切な学生数

8 - 4 - 1 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

8 - 4 - 2 在籍者数が収容定員と適切なバランスがとれていること。

9 . 成績評価・修了認定

9 - 1 成績評価

9 - 1 - 1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

9 - 1 - 2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

9 - 1 - 3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

9 - 2 修了認定

9 - 2 - 1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

9 - 2 - 2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

9 - 2 - 3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 法科大学院の運営と自己改革

(何を評価するか)

法科大学院が、適切な基本方針を明確に掲げ、その実現のために適切に運営されていることを評価する。つまり、当該法科大学院で養成したいと考えている法曹の養成教育に向け、その諸要素(学生、教員、カリキュラム、学習環境等)を整え、創意工夫を凝らして教育を実施し、その結果を反映させて絶えず自己改善に努めている、という法科大学院全体の運営姿勢を評価する。また、その自己改革活動が独善に陥らぬよう、社会に対し十分な情報開示を行い、社会の声を受け止める姿勢を示している点も評価する。

1 - 1 - 1 基本方針の設定と周知徹底

(1) 評価基準

適切な基本方針が明確に設定された上で関係者等に周知徹底され、実践されていること。

(2) 趣旨

法科大学院の運営が、根本のところでは法科大学院制度の趣旨に沿い、かつ、明確な使命感の下に運営されていることを評価する。また、基本方針が、法科大学院関係者（教員他職員、学生等）に周知徹底され十分に理解された上で、法科大学院のあらゆる局面において一貫して実践されていることを評価する。基本方針は単なる飾りではなく、法科大学院の教育の取り組みにおいて現実に活かされることで初めて実質的意義をもつという考えに基づく。

(3) 解説

「基本方針」とは、その法科大学院が「どういう法曹を養成しようとしているのか」及び「そのためにどういう教育を実施するのか」ということを法科大学院全体の運営方針としてとりまとめたものをいう。

「適切な」基本方針とは、当該基本方針が「法科大学院制度の趣旨に沿っていること」及び「当該法科大学院で養成しようとしている法曹に必要なマインドとスキルを涵養する教育がどのようなものであるかを明らかにしていること」をいう。ここで、「法科大学院制度の趣旨」とは、法科大学院が法曹養成に特化した専門職大学院として、法曹養成の中核を担う教育機関として創設されたことをいう。また、「法曹に必要なマインドとスキル」は、各法科大学院において、それがどのようなものであるか検討し設定する必要がある。なお、めざしている法曹像の妥当性を判定して当該法科大学院の基本方針の適切性を判断することはしない。

「設定されている」とは、「基本方針」が、当該法科大学院の運営の根本方針として、法科大学院の最高の意思決定機関により正式に決定されていることをいう。

「関係者等に周知徹底」されているとは、基本方針が法科大学院の主要な場面（入学案内、学校紹介、ホームページ等）で一貫して述べられ、教員他職員や学生が、その法科大学院の基本方針として認識している状態をいう。

「実践」されているとは、当該基本方針が学外に対し公表されるとともに、入学者選抜、教員体制の構築、カリキュラム構成、教え方、学習環境、成績評価や修了認定等の、法科大学院の活動の全局面が、当該基本方針に沿ったものとして整えられていることをいう。

（４）判定基準

- ・ 多段階評価。

（５）関係法令

- ・ 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。（基２）
- ・ 第２条第１項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。（基１８）

（６）参考例

- ・ 解説で言及されている「法曹に必要なマインドとスキル」としては、２つのマインド（使命感、法曹倫理）と７つのスキル（問題解決能力、法的知識（基礎的法知識、専門的法知識、法情報調査） 事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、批判的・創造的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）という整理もありうる。（これは一つの例であって、原則として、各法科大学院がそこで養成しようとする法曹像を前提として、これらの法曹にどのような知識・技術・価値基準（マインド）が必要なのかということについて探求し、それら必要な資質、能力、姿勢を教育目標として設定しその実現方法を具体化するなかで確定するものである。このように確定されたものが法曹養成にふさわしいと評価されるものであれば、適切性があると判断されることになる）。

1 - 2 - 1 自己改革への取り組み（1）

（1）評価基準

自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

（2）趣旨

法科大学院が、法曹養成に向けた教育機関としての機能をより効果的なものとするために不断の改善活動をしているかどうかを評価する。法科大学院に求められる使命を果たしているか、どの程度果たしているか、どこに問題があるのか、その問題に対してどう取り組もうとしているのか、社会の法曹に対する要請の変化を敏感に捉えているか、法曹養成に求められる教育になお工夫の余地はないか、といったことの探索・探求や、具体的な教育体制や授業での工夫改善活動(Plan-Do-See のプロセスを取り入れる等)がなされているか、という実質的な面を評価する。法科大学院の自己改革の取り組みが有効に機能することが、教育の向上に決定的に重要であるという考えに基づく。

（3）解説

「自己改革」とは、当該法科大学院でなす法曹養成教育の内容や方法を不断に見直し、教育効果の検証等を反映させて、その法科大学院の使命のより効果的な達成に向け研究教育活動を改善していくことをいう。法曹に対する社会の要請の変化を踏まえ、「目指す法曹象」そのものを変更していくことも含まれる。

「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいう。組織・体制が整えられていることを、自己改革活動に向けた取り組みが一時的・単発的なものではなく、法科大学院が重要なものと位置づけているものとして評価する。

「適切に整備」されているとは、組織・体制が、自己改革という目的に向け合理的に組み立てられていること、独善に陥らないように学内及び学外の意見が反映される工夫がなされていること、法科大学院全体の取り組みとなるように逃えられること等をいう。

「適切に機能」しているとは、法科大学院の体制が、自己改革活動に向

けて効果的な取り組みを為し、教育研究活動の改善や教育効果の向上をもたらしていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法令

- ・ 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。(基11)

(6) 参考例

- ・ 体制の例としては、「自己改革」活動のための常設またはアドホックの委員会を法科大学院内に設けることや、FD委員会に自己改革の任務を負わせること、教授会等の既存の組織で定期的に自己改革活動に向けた取り組みを行うこととすること等が挙げられる。
- ・ 取り組みの例としては、教育研究活動の改善に向け、学生からカリキュラム編成等についての意見を聴取し検討する機会を設けること。修了生が、当該法科大学院の謳う人材として実社会で活躍しているかを調査し検討すること。(修了生が社会に出て活動する時期になってからであるが)修了生や修了生の就職先からの、教育効果に対する意見を収集し教育研究活動の改善に活かす努力をすること。法曹に対する社会の要請を教育研究活動に反映させるため、司法サービスのユーザ、実務法曹等の有識者の意見を聞く機会を設けること等を挙げることができる。
- ・ 取り組みが独善に陥らないための工夫の例としては、自己改革のための体制に学外の有識者をメンバーとして入れること等が挙げられる。

1 - 2 - 2 自己改革への取り組み（2）

（1）評価基準

自己点検・評価活動が適切に実施・公表され、教育改善に向け有効に機能していること。

（2）趣旨

1 - 2 - 1 と同じことを、特に「自己点検・評価活動」について評価する。背景にある考え方も同様である。

（3）解説

「自己点検・評価活動」とは、法科大学院が、自己改革活動の一つとして、自らの教育研究活動等を点検し、目的や目標に照らしてどこに問題がありどのような改善活動をなしそれがどう効果を上げているか、いないのか等を評価する活動をいう。学校教育法上義務づけられているものである。

「適切に実施されている」とは、自己点検・評価活動の組立が、教育研究活動の改善・向上という目的に向け合理的なものであること、教員や職員を含む全員による取り組みとなっていること等をいう。自己点検・評価活動がごく一部の教員や職員による作業にとどまることなく、少なくとも全教員の実質的参加の下になされ、成果が共有される体制がとられることが必要である。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関係法令

- ・ 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。（学校教育法 69 条の 3

-)
- ・ (1)大学院は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(2)前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。(3)大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うように努めなければならない。(大学院設置基準第1条の2)

(6) 参考例

1 - 3 - 1 情報公開

(1) 評価基準

教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案を受け体制を備えていること。

(2) 趣旨

自己改革に向けた情報開示の度合いを評価する。自己改革を適切に進めるための工夫の一つであるが、その客観性を担保するために非常に重要な事項なので、独立の評価基準により評価する。自己改革活動を含めて法科大学院の教育研究活動等を開かれたものにし、社会の評価を受け続けることが、独善に陥るのを防ぎかつ教育改善につながるきっかけになりうる点で、教育等の改善に最も効果的であるという考えに基づく。

(3) 解説

「教育活動等に関する情報」とは、基本方針、入学者選抜の基準・方法、教員や職員の体制、カリキュラム、シラバス、教え方、学生(在籍者数、収容定員等)、奨学金等の学生支援体制、施設や設備環境、成績評価や修了認定の基準や判定手続、自己改革の取り組み等、法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報、また入学志望者や修了生の就職先等、社会がその法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう十分な情報をいう。個人情報等、合理的理由のある場合を除き情報は開示することを原則とする。

「適切に公開する」とは、基本的には誰でも情報にアクセスできる方法で開示すること、及び、その情報について質問やコメントを受け付ける窓口体制と質問やコメント等の扱い(回答方法)についても付記していることをいう。情報自体が正確なものであること、誤解を与えないものであること等は当然のこととして必要である。

「学内外からの評価や改善提案を受け体制」とは、開示情報につき質問があったり、法科大学院の教育研究活動等の改善についての提言等があった場合に、法科大学院として、必要に応じて説明する等の適切な対応を行うとともに、自己改善に活かすための体制を構築しきちんと機能させていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法令

- ・ 無し。

(6) 参考例

- ・ 開示対象の情報としては、当該法科大学院が「その使命達成に向け直面している問題点は何か、具体的にどのような部分に問題があると認識し、どのような改善策を策定し、どの程度実施しているのか、その改善効果はどのようにして検証しており、結果はどうであるか」といった、自己改革活動の内容を開示することは高く評価される。
- ・ 開示方法の例としては、HPに掲載することや、年次報告書に記載することがあげられる。
- ・ 対応体制としては、質問や提案に対応する責任者や部門、対応方法のルールを決めて、それに従って対応していること等が考えられる。

1 - 4 - 1 管理運営（1）

（1）評価基準

法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定され、運営されていること。

（2）趣旨

法科大学院として自律的にその使命達成に向けて取り組んでいるかどうか、を評価する。法曹養成教育の中核たる専門職大学院として、法科大学院がその使命達成に向け最善の策を講じ続けるためには、主体的かつ自律的に意思決定し実行できることが必要であるとの考えに基づく。

（3）解説

「教育活動に関する重要事項」とは、その法科大学院が運営にあたって重要と考える全ての事項をいうが、教員の採用・選考等の人事案件、学生の入学、修了等の学生の身分に関する案件、カリキュラム内容の設定に関する教育案件など、少なくとも本評価基準にとりあげている事項を含むものとする。

「法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている」とは、法科大学院以外の主体（学校法人や学部を含む）から独立して、自律的に意思決定のできる体制の下に運営されていることをいう。他の主体が実質的に運営に関与していたり、教育活動を実質的に左右している実態があれば不可となる。

（4）判定基準

- ・ 合否判定。

（5）関係法令

- ・ 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであって、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。（大学院設置基準第5条）

(6) 参考例

1 - 4 - 2 管理運営 (2)

(1) 評価基準

法科大学院が教育活動等の重要事項で学生に約束したことを実施していること、及び実施できない場合には合理的理由がありかつ適切な手当等を行っていること。

(2) 趣旨

法科大学院が、学生に約束した教育活動等の重要事項を誠実に履行する形で運営されていることを評価する。法科大学院として学生に対し約束したことは遵守するという、運営の適正さをチェックすることが、教育活動の適切さの評価の面で不可欠であるとの考えに基づく。

(3) 解説

「教育活動等の重要事項」とは、開設科目や教員の配備等法科大学院の教育活動にとって重要な部分で、入学志望者等が志望校選択の際の判断要素としたものをいう。

「学生に約束した」とは、大学紹介や学生募集要項等で入学志望者に対し表明したことをいう。

「合理的理由がある場合」とは、法科大学院の責めに因らずして実施できない事態となった場合をいう。開設を公表した科目を担当する予定の専任教員に事故があり科目を開設できなくなった場合等がこれにあたる。

「適切な手当等」とは、実質的に同等のことを実施すること、あるいは、実質的に同等のことを学生等が享受できるような手配をすることをいう。開設できなくなった科目については、時期をずらして開設する、他校で受講できるように手配する、そのために学生が余分に負担することとなった費用を補償する、どうしても開講できない場合には、代替案を提示し学生に納得の行く十分な説明をする等の対応が考えられる。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法令

- ・ 無し。

(6) 参考例

1 - 5 - 1 特徴の追求

(1) 評価基準

特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

(2) 趣旨

当該法科大学院が、自らの判断や創意工夫に基づいてその法科大学院の特徴を出すためになす取り組みを、いかに徹底的に行っているかを評価する。各法科大学院が「特徴を追求」することで、結果として多様な法曹が世に産み出されることを期待する考えに基づく。なお、ここでは、「特徴」の内容が評価されるのではなく、その「追求」の徹底ぶりが評価されることに留意する必要がある。

(3) 解説

「特徴」とは、その法科大学院がその法科大学院で追求する「特徴」として位置づけているものをいい、養成する法曹についての特徴のみならず、教育研究活動における特徴も含む。

「追求する取り組みが適切になされる」とは、その特徴の実現に向けて創意工夫を凝らし、法科大学院運営の諸要素を整えていくことをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法令

- ・ 無し。

(6) 参考例

- ・ 養成する法曹についての特徴としては、たとえば、地域に根付いた法曹、国際的活動をなす法曹、金融、環境、知的財産等の専門分野での高度の能力を持つ法曹等がある。

- ・ 教育研究活動についての特徴としては、議論の訓練の場を充実させる、クリニックやエクスターンシップ等の実施訓練に力を入れる、等があるう。
- ・ 教育環境面での特徴としては、社会人が就学しやすいように夜間や土曜日等の開講を充実させること等様々な配慮をすることが挙げられる。
- ・ 特徴の「追求」の取り組みとしては、例えば「国際的活動をする法曹の養成」を特徴として掲げる法科大学院であれば、それを基本方針に明確に掲げるとともに、外国人学生の入学、外国人教員や国際経験を有する教員の配備、外国の法令等の情報源（書籍、雑誌、資料、データベースへのアクセス権等）の充実、留学制度や諸外国の法科大学院との提携・交流等の取り組みをなすことが考えられる。

2. 入学者選抜

(何を評価するか)

入学者の選抜が合目的かつ適切（公平、公正）になされているか、及び学生の多様性を確保するように努めているかどうかを評価する。法科大学院がその使命を達成するには、養成しようとする法曹になる能力、適性、意欲等を持つ入学者を確保することが重要である。但し、入学者そのものの適切さを評価するのではなく、適切な入学者を確保するための入学プロセスを評価する。より適切な入学者を確保するためのプロセスは各法科大学院の創意工夫の範囲であるが、最低限のルール（公平性や公正さ）を遵守しているかどうかも評価する。また、入学者の多様性も、結果としての多様性を評価するのではなく、多様性を確保するための適切な努力をしている点の評価する。

2 - 1 - 1 入学者選抜（1）

（1）評価基準

適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

（2）趣旨

入学者選抜の適切さ（合目的性）、公平・公正さを評価する。どういう選抜プロセスが目的に適うかは各法科大学院の創意工夫によるものであるが、最低限のルールを遵守していることは評価する。

（3）解説

「適切な学生受入方針」とは、当該法科大学院の基本方針（どのような法曹をどのような教育により養成しようとするのか）に適合した学生受入方針をいう。

「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正な選抜基準及び選抜手続をいう。公平とは、通常の入学生志望者が選考過程において公平に取り扱われたと判断できるものであることをいう。また、公正とは、法曹養成と合理的関係の無いこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。なお、選抜基準・手続においてどのような要素をどのようにして試すかは、各法科大学院の創意工夫に委ねられる。但し、適性試験は選抜において使用するものとする。

「適切に公開されている」とは、入学志望者が受験するか否かの判断をするため必要な情報が、願書締め切りから合理的に必要な期間において、事前に誰でもアクセスできる方法で開示されることをいう。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法令

- ・ 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。(基 20)

(6) 参考例

- ・ 選抜基準において、適性試験の成績や過去の学業等の成績を考慮し、当該法科大学院の教育課程を修了する能力を有していることを判定する他、法曹を志望する動機や社会経験等を選抜での考慮要素とすることも問題ない。当該法科大学院が国際性のある法曹を養成することを基本方針とするのであれば、外国語能力を選抜基準において考慮することも問題ない。
- ・ 選抜基準において考慮してはならない事項は、寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、当該法科大学院を設置する大学の出身者であること等である。
- ・ 適性試験の申し込み締め切りの1か月以上前、又は入学予定日の10か月以上前に、法科大学院のHP上で学生受入方針、選抜基準・手続の公開が為されている場合は、適切と評価することができる。

2 - 1 - 2 入学者選抜（2）

（1）評価基準

入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って実施されていること。

（2）趣旨

入学者選抜が、予め設定された入学者選抜の基準や手続に従って実施されていることを評価する。基準や手続が適切であっても、それに沿って実施されていなければ無意味なので、ルールに則った実施がされていることを評価する必要がある、との考えに基づく。

（3）解説

「基準及び手続に従って実施されている」とは、所定の手続を踏み、所定の基準に従って公平公正に入学者を選抜していることを言う。

（4）判定基準

- ・ 合否判定。

（5）関係法令

- ・ 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。（基20）

（6）参考例

2 - 2 - 1 既修者認定 (1)

(1) 評価基準

適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続、及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

(2) 趣旨

既修者選抜や既修単位認定の適切さ（合目的性）、公平・公正さを評価する。どういう選抜・認定プロセスが目的に合うかは各法科大学院の創意工夫によるものであるが、最低限のルールを遵守していることは評価する。

(3) 解説

「適切な法学既修者の選抜基準」とは、既修単位認定を行う科目の全てにつき、当該法科大学院で単位認定をする場合と同程度以上の能力のあることを認定するという目的に照らして、単位認定の基準及び方法に合理性が認められ、かつ公平・公正な基準であることをいう。ここでの選抜基準の合目的性は、未修者との間の公平性の問題でもあり、また、成績評価の厳格性の問題でもある。

「適切に公開されている」とは、既修単位の認定を希望する者が、選抜試験を受けるか否かの判断をするため必要な情報が、選抜プロセスの開始前に合理的な期間をおいて、事前に誰でもアクセスできる方法で開示されることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法令

- ・ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学し

た後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。(基22)

- ・ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第14条第2項の規定にかかわらず、前条第1項及び第2項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(同条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。(基22)
- ・ 法科大学院は、第22条第1項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。(基24)
- ・ 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。(基25)
- ・ 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。(基25)
- ・ 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第21条第1項及び第2項並びに第22条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第21条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。(基25)

(6) 参考例

2 - 2 - 2 既修者認定 (2)

(1) 評価基準

法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って実施されていること。

(2) 趣旨

既修者選抜や既修単位認定が、予め設定された既修者選抜や既修単位認定の基準や手続に従って実施されていることを評価する。基準や手続が適切であっても、それに沿って実施されていなければ無意味なので、ルールに則った実施がされていることを評価する必要がある、との考えに基づく。

(3) 解説

「基準及び手続に従って実施されている」とは、所定の手続を踏み、所定の基準に従って公平公正に既修者を選抜し、既修単位認定を行っていることを言う。

(4) 判定基準

- ・ 合否判定。

(5) 関係法令

- ・ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（基 22 ）
- ・ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第 1 4 条第 2 項の規定にかかわらず、前条第 1 項及び第 2 項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 3 0 単位（同条第 1 項ただし書の規定により 3 0 単位を超えて

- みなす単位を除く。)を超えないものとする。(基 22)
- ・ 法科大学院は、第 2 2 条第 1 項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第 6 7 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。(基 24)
 - ・ 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第 2 3 条に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については 3 0 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。(基 25)
 - ・ 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。(基 25)
 - ・ 第 1 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第 2 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 2 条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 3 0 単位(第 2 1 条第 1 項ただし書の規定により 3 0 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。(基 25)

(6) 参考例

2 - 3 - 1 多様性・開放性(1)

(1) 評価基準

入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(2) 趣旨

多様な法曹を養成するため、他学部出身者や社会人等の多様な背景を持つ学生を入学させていることを評価する。学生集団が実質的に「多様性あり」というためには、社会人等の割合が3割程度は必要と考えられる。但し、実際に適性のある社会人等がどの程度入学するかは法科大学院のコントロールできない面もあるため、結果として3割に満たない場合でも、3割以上となるように適切な努力をしていけばよい。この点では、「3割以上となるように努力している」ことを評価することになる。

(3) 解説

「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、原則として最終学歴卒業後3年を経過したものをいう。原則として3年程度の社会的活動(企業や公共団体、NPO等の勤務や自営等)をなしたものの等、実質に踏み込んだ定義を採用し、これを基準に3割以上となることを目標として努力することはより望ましい。

「入学者全体」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。

「適切な努力」とは、入学者の選抜基準として、社会経験の内容や他学部での成績を適切に評価することとともに、社会人等が入学しやすい環境を整備することをいう。なお、「適切な努力がなされていること」の評価は、現実の社会人等の割合が3割未満である場合に行うものとする。社会人等の割合が2割を下回った法科大学院は、入学者選抜の状況を公表するとともに、改善に向けた努力をする必要がある

(4) 判定基準

- ・ 合否判定。

(5) 関係法令

- ・ 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。(基 19)
- ・ 法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとする。(告 3)
- ・ 法科大学院は、前項の割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。(告 3)

(6) 参考例

- ・ 「適切な努力」としては、社会人等が履修しやすいように、土日・夜間コースを開設(但し、4年履修等の長期履修コースを設ける等して養成に必要な時間数を実質的に確保することが適切)したり、都心のサテライトキャンパスを活用したり、入学後のカウンセリングできめ細かい指導を行う等、社会人等が学びやすい環境を整えることを挙げるができる。

2 - 3 - 2 多様性・開放性(2)

(1) 評価基準

2 - 3 - 1の外、入学者の多様性確保及び入学志望者に対する障碍事由の除去のために適切な努力をしていること。

(2) 趣旨

法科大学院が、法曹を志望する者が入学の機会を等しく持つことのできるように、障碍となる事由の除去のためにする努力を評価する。法曹養成という目的に鑑みると、法曹を志望する人々を能力や志望動機等の適切な基準で選抜する一方で、資質や能力に関係の無いことが障碍とならないように配慮することが、その目的に適うという考えに基づく。

(3) 解説

「適切な努力」とは、法曹の資質や能力と関係のない事柄に基づき門戸を狭めることがないように注意すること(消極的側面)及び身体的障害を持つ者や経済的困窮者等が入学を躊躇うことのないように策を講じること(積極的側面)をいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法令

- ・ 無し。

(6) 参考例

- ・ 「適切な」努力の例としては、選抜過程及び入学後の学習につき障害者への配慮のあること(車椅子での移動を考慮したスロープやエレベータの設置等の施設における配慮や人的サポートの用意)や、経済的に困窮している入学志望者に対する奨学金や学生寮等の確保、子供のいる学生

のための託児所の確保や紹介等を挙げることができる。

3. 教育体制

(何を評価するか)

まず、教員体制がきちんと整っているかを評価する。「カリキュラムとの関係で能力のある教員が配置されていること」、「きめ細かく学生の相手ができるだけの密度の教員がいること」、「理論と実務の架橋に向け一定割合の実務家教員がいること」の判定が中心となる。また、教員が教育に十分な資源を注ぐ条件が用意されているかを評価する。例えば、担当授業時間数を抑えめにして授業の準備等の時間を十分にとることができるようにしたり、授業やその準備のための補助者等の配置がポイントとなる。これは「授業が適切に行われていること」を支える一つの条件であるとともに、研究環境の充実と併せて、教員の勤務条件の一つでもある。

3 - 1 - 1 教員体制 (1)

(1) 評価基準

法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

(2) 趣旨

開設科目の中でも重要な法律基本科目につき、十分な教育能力のある専任教員が配置されていることを評価する。

(3) 解説

「法律基本科目」とは、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法をいう。

「各分野毎の専任教員の必要数」は、(i) 入学定員が 1 0 0 人以下の法科大学院では、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各科目につき 1 人、(ii) 入学定員が 1 0 1 人以上 2 0 0 人未満の法科大学院では、民法に関する分野を含む少なくとも 3 分野については 2 人以上、(iii) 入学定員が 2 0 0 人以上の法科大学院では、公法系 4 人、刑事系 4 人、民法に関する分野 4 人、商法に関する分野 2 人、民事訴訟法に関する分野 2 人である。

「専任教員」とは、別紙「専任教員の適格性」記載の要件をみたすものをいう。

(4) 判定基準

- ・ 合否判定。

(5) 関連する法規定

- ・ 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。(基 4)
- ・ 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該

当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。(1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 (2)専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 (3)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 (基5)

- ・ 第1項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。(基5)

(6) 参考例

3 - 1 - 2 教員体制 (2)

(1) 評価基準

5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

(2) 趣旨

教員体制が、実務教育を効果的に行うことのできる構成となっていることを評価する。法科大学院が法曹養成に特化した教育機関であり、そこでは理論教育と実務教育の融合が必要なことに鑑み、教員に、実務教育を効果的に施しうるだけの実務経験を有するものが加わることが有効という考え方に基づく。

(3) 解説

「5年以上の実務経験」とは、いわゆる法曹三者としての職務経験の他、企業や公共団体等の法務担当部門等で法律（日本法に限らない）の解釈・適用に関する業務を執り行っていた経験をいう。

「2割以上」とは、専任教員全体の数に対する「5年以上の実務経験を有する専任教員」の割合が2割以上であることをいう。

「専任教員」とは、別紙「教員の教育能力」記載の要件をみたすものをいう。

(4) 判定基準

- ・ 合否判定。

(5) 関連法規定

- ・ 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。(告1)
- ・ 前条第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を

- 有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(告2)
- ・ 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。(告2)
 - ・ 法科大学院においては、第1項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。(告2)
 - ・ 法科大学院に対する前2項の規定の適用については、これらの項中「おおむね3割」とあるのは「おおむね2割」と読み替えるものとする。(告2)

(6) 参考例

3 - 1 - 3 教員体制 (3)

(1) 評価基準

専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

(2) 趣旨

学生に対しきめ細かい教育が実施されうるだけの人数による教員体制が整っているかを評価する。基本的には学生に対する専任教員の割合が大きいほど、学生に対し行き届いた教育や履修指導が可能となる、という考え方に基づく。また兼担より専任の方が望ましい。

(3) 解説

「学生」とは、収容定員(入学定員を3倍した数)をいう。科目履修生、聴講生、留学生の数は含まない。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号(大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件)の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専任教員を置くものとする。
(告 1)
- ・ 第5条第1項に規定する専任教員は、平成25年度までの間、第5条第2項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する教員の数の3分の1を

超えない範囲で、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第 5 条第 1 項に規定する専任教員の数すべてを算入することができるものとする。（基・附則 2）

（ 6 ）参考例

3 - 1 - 4 教員体制 (4)

(1) 評価基準

専任教員の半数以上は教授であること。

(2) 趣旨

専任教員の充実程度を評価する。

(3) 解説

「教授」とは、大学設置基準第 14 条に規定する資格をみたすものとして当該法科大学院で教授として認められたものをいう。

(4) 判定基準

- ・ 合否判定。

(5) 関連法規定

- ・ 第 1 項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。(告 1)

(6) 参考例

3 - 1 - 5 教員体制 (5)

(1) 評価基準

教員の年齢及びジェンダーに配慮がなされていること。

(2) 趣旨

様々な年齢層の教員がいることを評価する。法科大学院での教育は、様々な年齢層の教員が実施することが継続的事業である法科大学院の教育体制の安定性、教育の多様性の確保に資するという考え方に基づく。また、教員のジェンダーについても教育の多様性の確保の観点から配慮が必要であるとの考えに基づく。

(3) 解説

「教員の年齢に配慮していること」とは、教員の年齢構成は、低年齢層や高年齢層に過度に偏ってはいないことをいう。

「教員のジェンダーに配慮している」とは、教員のジェンダーが過度に偏らないように配慮がなされていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮するものとする。(大学院設置基準第8条第4項)

(6) 参考例

3 - 2 - 1 教員サポート体制(1)

(1) 評価基準

教員の担当する授業時間数が、十分な準備をすることのできるものであること

(2) 趣旨

教員が十分な準備をして授業に臨み、また十分な時間を受講者のフォローにつかうことができる程度の授業時間負担となっていることを評価する。担当授業時間数が多すぎると、個々の授業の充実が不十分になり教育効果が下がるのでよくないという考えに基づく。

(3) 解説

「授業時間」については、当該機関の学部、大学院等での担当授業時間数も考慮に入れる。授業の内容により異なるが、月当たりの授業時間数が30時間程度であることを目安とする。また、審議会への出席等授業以外の取り組みに要する時間も考慮し、教員が十分な準備を行って授業に臨み、かつ学生のフォローをすることができるような、担当授業時間数であることが望ましい。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 無し。

(6) 参考例

3 - 2 - 2 教員サポート体制（2）

（1）評価基準

教員の授業、授業準備等を支援する仕組み・体制が用意されていること。

（2）趣旨

教員が授業を効果的に実施するためのサポート体制の充実ぶりを評価する。教員が「授業を適切に実施する」ための環境整備であり、教員の勤務条件の問題でもある。法科大学院の授業の準備、実施、及びフォローアップには相当の手間がかかり、教員資源の効果を最大化するための支援体制が重要であるとの考えに基づく。

（3）解説

「授業やその準備等を支援する仕組み・体制」とは、教員が授業を効果的に行うために有効な、あらゆる面での工夫をいう。人的体制や、施設・設備面での充実等の形態を問わない。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 無し。

（6）参考例

- ・ 人的な支援体制としては、授業準備（教材作成、資料コピー等）の補助のための職員体制が整っていること（十分な数の職員がいること）やティーチングアシスタント等の採用や活用がなされていることが挙げられる。
- ・ 施設・設備面での体制としては、学生との連絡や質問等のやりとりが効率的にできるためのネットワーク環境が整備されていること、授業準備

やオフィスアワー等に学生と対話ができるように教員に研究室があること等が挙げられる。

3 - 2 - 3 教員サポート体制（3）

（1）評価基準

教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がされていること。

（2）趣旨

教員の研究機会や研究環境について配慮がなされていることを評価する。法科大学院の教育活動の充実・向上にとって、教員の研究活動は次の諸点で重要であるとの考えに基づく。まず、法科大学院での教育内容や教え方の研究は、教育活動そのものの向上に資する。また、意欲的な研究への取り組みや最先端の研究の充実が教育活動に良い影響を与える面もある。さらに、法科大学院で実務と理論を融合する中で法学の理論的研究が進む面がある。研究機会への配慮は法科大学院の教員の勤務条件として、教員の安定確保にも機能する。

（3）解説

「制度・環境に配慮」するとは、法科大学院の教員が研究活動の機会を確保し取り組むことのできるように、諸条件を整えることをいう。ただし、法科大学院の教員は、少なくとも当面は教育に資源を集中する必要性が高いことも考慮した施策が望まれる。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 無し。

（6）参考例

- ・ 人的な面では、教員の研究活動をサポートするため、職員体制を充実させることが考えられる。授業の準備や実施が効率的にできるように教員

をサポートする体制は、教員の研究活動をサポートするものとしても機能しうる。

- ・ 施設・設備面では、研究室の確保、データベース等必要情報へのアクセスできる環境の整備、研究活動に必要な予算の確保等が考えられる。
- ・ 時間的には、授業時間をある程度に抑えること、研究のためにのみ使用できる時間や期間の確保（研究休暇の設定や年度毎に授業負担に変化を付ける等）、管理業務等に費やす時間を抑える等のことが考えられる。

4 . 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み

(何を評価するか)

教員が教育内容や教育方法の改善や充実に向け、組織的にどの程度取り組んでいるかを評価する。教員の研修や研鑽機会、学生による評価の活用等、法科大学院の創意工夫の余地は非常に大きい。法科大学院における法曹養成教育の黎明期には、教育内容や教育方法の研究や改善に組織的に取り組むことは極めて重要である。

4 - 1 - 1 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み（1）

（1）評価基準

教員に教育内容や教育方法を改善するための研修機会や内部研鑽の機会等が適切に用意され、実施されていること。

（2）趣旨

教育の質の確保・向上に向けて研修や内部研鑽の取り組みが組織的に行われていることを評価する。法科大学院の教育は、個々の教員に任せきりにするのではなく、関連科目の教員間での教育内容や教え方の摺り合わせや自己研鑽が行われること、内外の研究機会を積極的に利用し教育方法の向上を図ることが必要かつ有効であるとの考え方に基づく。特に実務教育と理論教育の架橋を図るためには必要である。

（3）解説

「教育内容や教育方法を改善するための研修や内部研鑽等の取り組み」とは、法科大学院の教育の改善に効果があると考えられるもの全てをいう。

「適切に用意され実施されている」とは、全ての教員に相当程度の参加機会が設けられ、効果を上げるに足る程度の参加があることをいう。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。（基11）

（6）参考例

- 法曹養成に向けて各科目や科目群の中で、どのような教育内容をどのように配分するか（例えば、法文書作成をどこで教えるか）等を、担当の教員間で検討することは、教育内容を充実させていくために有効と考えられる。
- 教え方については、教材の開発や作成を共同で行うことが考えられる。
- 研修としては、法科大学院での教え方の研修の他、教育方法一般の研修、経営大学院等の授業の見学、外国の法科大学院の教育方法の見学等が考えられる。
- 研究者教員に実務研修の機会を設けること。また、研究者教員と実務家教員が共同でカリキュラムや教育方法等について検討する機会を設けること、研究者教員と実務家教員が共同で研究する機会を設けることは、理論教育と実務教育の融合を進める上で適切である。

4 - 1 - 2 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み（2）

（1）評価基準

教育内容や教育方法を学生が評価し教員に通知する仕組みが制度上用意され実施されていること。

（2）趣旨

教育内容や教育方法の改善に向けて、学生が授業を受けた教員の教育内容・方法を評価したり改善提案をする機会が制度としてあり、実際に機能していることを評価する。教員の教育内容・方法の改善活動は、教育の直接の受け手である学生からの評価を考慮して、改善、検証、改善を繰り返していくことが効果的であるという考えに基づく。

（3）解説

「教育内容や教育方法を学生が評価し教員に通知する仕組み」とは、教員による教育の直接のユーザである学生が、良い点や改善すべき点を教員にフィードバックし、それを受けて教員が教育内容や教育方法を改善検討するという、一連の流れをいう。

「制度上用意され実施されている」とは、個々の教員が任意に実施しているということではなく、法科大学院として実施することとされており、現に実施され教育改善に活用されていることをいう。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 無し。

（6）参考例

- 学期の途中や終了時に、授業の内容や教育方法についてのアンケートを行い、無記名で回収する。
- アンケートは自己改革委員会等で検討できるようにするが、設問の形式を工夫して、担当教員も適切な部分についてはアンケートへの回答を受け取り検討できる部分を含むようにする。
- 担当教員によるアンケートで指定された問題点等への回答や対応策・改善策を適切な方法で公表する。

5 . カリキュラム

(何を評価するのか)

法科大学院が学生に対し適切なカリキュラムを用意しているかを評価する。4科目群がバランスよく履修されるようになっていること(法律基本科目以外もしっかり履修されること)、法曹倫理が履修されることと、学生が消化不良を起こさないようなカリキュラムになっていることをチェックする。その余のカリキュラム構成は各法科大学院の創意工夫による。

5 - 1 - 1 科目構成・履修単位（1）

（1）評価基準

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目が体系的かつ適切に開設されており、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

（2）趣旨

当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要な科目が体系的に履修できるように開設されており、しかも法律基本科目群のみならず、その他の科目群もバランス良く履修できるように組み立てられていることを評価する。法曹に必要な資質・能力を養成し、かつ多様な法曹を養成するという法科大学院の社会的使命を果たすためには、法律基本科目に偏らず、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目もしっかり履修させることが必要であるという考えに基づく。

（3）解説

「法律基本科目」とは、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。「法律実務基礎科目」とは、法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。具体的には、法曹倫理、法情報調査、法文書作成、要件事実と事実認定の基礎（民事訴訟実務、刑事訴訟実務）、ローヤリング、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ等がこれに該当する。「基礎法学・隣接科目」とは、基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。「展開・先端科目」とは、先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。実質的には法律基本科目の内容を基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の中で実施することは不適切である（法律基本科目とみなされることになる）。なお、司法試験対策・準備を主目的とした科目は正規の科目（単位認定の対象となる科目）としては認めない。

「体系的に開設されている」とは、時間帯や学期の面で学生が現実に履

修可能なこま組みになっており、かつ関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能なように、内容の調整（重複や抜けのチェック）が行われていることをいう。

「適切に開設されている」とは、開設科目が当該法科大学院の基本方針（どのような法曹を養成しようとしているのか、そのためにどのような資質や能力を養成しようとしているのか）に適合していることをいう。

「学生の履修が過度に偏ることのないように配慮する」とは、必修や選択必修の構成、開設科目のこま組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで6単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

（４）判定基準

- ・ 多段階評価。

（５）関連法規定

- ・ 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。（基6）
- ・ 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。（1）法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）（2）法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）（3）基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）（4）展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）（告5）
- ・ 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。（告5）

(6) 参考例

- ・ 基本方針として、国際的に活躍する法曹の養成を目指している法科大学院は、国際性を涵養する科目を厚く開設することが適切である。

5 - 1 - 2 科目構成・履修単位（2）

（1）評価基準

履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次であっても年間44単位を超えないこと。

（2）趣旨

法科大学院の学生が個々の開設科目に十分な力を割いて学習することができるような履修スケジュールとなっていることを評価する。法科大学院での教育は法曹の資質・能力の涵養を目指すものであり、個々の科目の履修に予習や復習等十分な時間を充てる必要があるという考えに基づく。

（3）解説

（特になし）

（4）判定基準

- ・ 合否判定。

（5）関連法規定

- ・ 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。（基12）
- ・ 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年につき36単位を標準として定めるものとする。（告7）

（6）参考例

5 - 1 - 3 科目構成・履修単位(3)

(1) 評価基準

法曹倫理を必修科目として開設していること。

(2) 趣旨

法曹倫理を必修科目として開設していることを評価する。法曹倫理をよく理解していることが法曹に不可欠の資質であるにもかかわらず、司法試験科目となっておらず、履修されない可能性もあることから、法曹倫理の履修を法科大学院修了の要件とする必要があるとの考えに基づく。

(3) 解説

「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

(4) 判定基準

- ・ 合否判定。

(5) 関連法規定

- ・ 無し。

(6) 参考例

6 . 授業

(何を評価するのか)

学生の効果的な履修に向けて授業(準備とフォローアップを含む)がどれだけ適切になされているかを評価する。各教員の創意工夫が活きてくる場面である。履修指導の内容、授業の態様、クラスの人数等は、科目や履修すべき内容により、また各教員の考えにより様々になるはずである。基準としては最低限のことを規定し、あとは、学生による評価や授業改善活動、法科大学院での自己改革の中で、どう取り組まれているかを中心に評価する。

6 - 1 - 1 授業 (1)

(1) 評価基準

学生に対し適切な科目の履修選択ができるよう指導をしていること。

(2) 趣旨

学生に対して、在学期間を通してどの科目をどのように履修すればよいかという、全体的な履修指導がなされていることを評価する。個々の科目での担当教員からの履修指導とは別に、履修科目の選択の仕方や履修の仕方一般についての指導が必要であるとの考えに基づく。

(3) 解説

「適切な科目の履修選択ができるよう指導をしている」とは、科目選択や授業開始に先立って、自分の希望する法曹になるためにはどのような資質や能力を養うことが必要か、そのためにはどのような科目をどのような手順で履修することが必要か、といった履修科目選択の考え方と、法科大学院で各科目を効果的に履修するための一般的事項とについて、指導がなされていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 無し。

(6) 参考例

- ・ 履修指導のやり方としては、入学度のガイダンス等で、適切な学習方法や、目指す法曹別にモデル履修科目を示したり、履修選択上の考え方をまとめた手引きを作成配布する等が考えられる。また、法科大学院での科目履修にあたっての留意事項をガイダンスで説明したり手引き書にし

て配布したりすることが考えられる。

6 - 1 - 2 授業 (2)

(1) 評価基準

開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施していること。

(2) 趣旨

各科目での授業が教育効果の向上に向け、よく工夫された態様や方法で実施されていることを評価する。法科大学院では、法曹に必要な資質や能力を養う教育を行うが、それをどのように実施するか(授業そのもののみならず、その準備や学生のフォローも含む)は、各科目を担当する教員の創意工夫・努力が活きてくる場面であり、各科目に応じて、教育内容の組立、教材の作成や選択、予習のさせ方、履修指導等での適切な取り組みが重要であるという考えに基づく。

(3) 解説

「効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施している」とは、開設科目の効果的な履修に向け、科目の内容の組立、授業準備、授業そのもの、授業を受けた学生のフォローを含め、各科目で教育効果を高めるための創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことは重要であろう。また、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業の中での双方向・多方向の議論等の工夫が重要となる。なお、具体的にどのようなことが適切であるかは、科目等により異なる。科目毎に、何を教育するのか等の点から授業態様・方法をよく吟味することが必要である。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。（基 8 ）

（ 6 ） 参考例

- ・ 授業準備の面では、シラバス（授業計画）は、学生が十分に準備した上で授業に臨むことができ、授業の効果を最大限とすることのできるような内容のものであることが必要であり、それが十分に予習できる時間において事前に学生の手が届くことが必要である。学生はこれを見て予習等の計画を立て授業に臨むことができる。
- ・ 授業そのものについては、事例研究、双方向や多方向での討論、講義形式等、その授業で狙いとする教育内容に応じ適切に工夫されることが重要である。法曹に要求される資質や能力の教育という観点からは、知識の修得に偏らず、法的分析力や口頭での討論能力等の涵養にも配慮した授業形態を工夫する必要がある。また、授業態様に応じた教材の準備も必要である。
- ・ 授業後の学生のフォローとしては、学生の学習状況や修得状況を小テスト等適切な方法で確認し、躓きを適時に解消できるような仕組みを用意しておくことも有効であろう。

6 - 1 - 3 授業 (3)

(1) 評価基準

理論教育と実務教育との架橋を目指した授業が実施されていること。

(2) 趣旨

授業において理論教育と実務教育の架橋を図る取り組みがなされていることを評価する。

(3) 解説

「理論教育」とは法制度を概念的、理論的、体系的に極める方向に力点を置いた教育であり、「実務教育」とは、法制度の適用の仕方や運用のされ方等実務における機能の理解や訓練に力点を置いた教育をいう。

「架橋を目指した授業」とは、法曹を養成する教育であるという観点から、学生が各科目の理論面をきちんと押さえつつ実務面も理解し修得できるような授業展開(準備や授業後のフォローも含む)の工夫がなされていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 無し。

(6) 参考例

- ・ 一つの授業を実務家教員と研究者教員が共同で担当すること。
- ・ 実務経験のある研究者教員、研究能力を認められた実務家教員による、実務の経験を取り入れた授業。

6 - 1 - 4 授業 (4)

(1) 評価基準

臨床科目が適切に開設され実施されていること。

(2) 趣旨

臨床科目が適切に開設され、適切に実施されていることを評価する。臨床科目は、法曹に必要な資質・能力の涵養には効果的な面があると考えられるが、形態が確立しておらず、かつ形態による教育効果の差は大いと考えられ、適法性への配慮の必要が高いことから、その実施の適切さを独立の評価項目とした。

(3) 解説

「臨床科目」とは、社会で実際に起こっている問題を題材として事例研究や法曹としての対応の仕方を学習する科目をいう。法律相談への対応やそれに限らず法律問題への対応の行われているクリニックや、そのような対応の行われている職場（法律事務所や自治体、企業法務部門等）に身を置いて研修を行うエクスターンシップ等がある。

「適切に開設されている」とは、弁護士法等の法令を遵守した形態で開設しているのみならず、実施にあたって依頼者の利益を損なわない、法令違反等の問題を起こさぬように適切な段取りを実施していることをいう。このため、履修にあたっての守秘義務等の法令遵守義務や法令違反があった場合の制裁等を明確に規定しておくこと、履修しようとする学生に事前に遵守すべき規則を明確に説明し告知するようにしておくことが必要である。

「適切に実施されている」とは、教育効果を高めるための創意工夫等がなされていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 無し。

(6) 参考例

- ・ 臨床科目を適切に実施するためには、「教育目的を明確にすること」、「教育効果を上げるための取り組み（オリエンテーションの実施や、体験事例をクラスで討論する機会の設定等）がなされること」等が有効と考えられる。
- ・ クリニック科目を適切に実施するための考慮事項としては、「専任教員の配属」、「教員 1 人についての適切な配属学生数（クリニックの内容による。法律相談のみの場合と事件処理を行う場合とでは異なる）」、「学生が感じた疑問点について、直ちに解決する仕組み」、「集団で法的分析・検討をする機会を設けること」等が考えられる。

6 - 1 - 5 授業 (5)

(1) 評価基準

1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

(2) 趣旨

法科大学院の授業単位での人数規模の適切さを評価する。法科大学院の教育内容、準備やフォロー、成績評価等での学生へのケアの必要性に鑑みると、授業当たりの学生数が多すぎると適切でないこともあるという考え方に基づく。なお、クラスでの討論における多様性確保の点からは、少なければ少ないほど良いというわけではない。

(3) 解説

「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全ての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。

「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。双方向・多方向の議論を行う場合は少人数であることが有効であるが、人数が少なければ少ないほど良い、というわけではない。多様な意見を持つ者の中で議論をするためにはある程度の母数が必要である。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。(告6)
- ・ 前項の場合において、法律基本科目の授業については、50人を標準として行うものとする。(告6)

(6) 参考例

- ・ 少人数での討論機会を通じて議論の能力を養うという観点からは、10人程度のごく少人数のゼミ等が複数開講され、希望する学生は全員受講可能となっていることは評価できる。

7. 法曹に必要な資質・能力の養成

(何を評価するのか)

法曹に必要なマインドとスキルをどうとらえ、法科大学院の教育活動全体の中でそれらをどう教育しようとしているかを評価する。ポイントは、「マインドとスキルの把握・意識」と「科目横断的な取り組み」であり、カリキュラムや教え方等の中にどの程度意識的に取り込まれているかという点にある。

7 - 1 - 1 法曹として必要な資質・能力の養成

(1) 評価基準

法曹に必要とされるマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

(2) 趣旨

法曹に必要なマインドとスキルをどうとらえ、法科大学院の教育活動全体の中でそれらをどう教育しようとしているか、ということの取り組みの深さを評価する。カリキュラムが適切に整えられ、個々の開設科目につき効果的な授業を実施する取り組みがなされていれば、基本的には十分な筈であるが、「法曹に必要なマインドとスキルをどう把握し意識的に養成しようとしているか」と「科目横断的な面からの検討がなされているか」等の観点から改めて評価することが適切であるという考えに基づく。法曹養成の観点からのカリキュラムや教え方の工夫に光を当て、積極的な取り組みを評価することで、法科大学院の創造的教育改善活動を促すことに狙いがある。

(3) 解説

「法曹に必要とされるマインドとスキル」とは、法曹として社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために、法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。それが具体的に何であり、教育にどう展開できるかは、まさしく各法科大学院が探求し開発するべきテーマであり、1 - 1 - 1で触れたように、各法科大学院の自主性に委ねられる。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関連法規定

- ・ 無し。

(6) 参考例

- ・ 「法曹に必要とされるマインドとスキル」の内容については、各法科大学院により検討の上教育研究活動に折り込み実施していくものであり、当該法科大学院において法曹養成の観点から固有のマインドとスキルが設定されている場合にはそれに即して評価を行う。
- ・ 例えば、コミュニケーション能力や法文書作成能力等が「法曹に必要とされるマインドとスキル」の一部として設定されている場合には、これらの能力については、必ずしも特定の科目を履修することだけでは獲得されるとはいいいにくい能力であるから、科目横断的に見てどのようにして教育されているのか、あるいはそれらのマインドやスキルを習得するのにどのような工夫がなされているのかを評価する。
- ・ 取り組みの例として、別紙「法曹に必要な資質・能力の養成」参照。

8 . 学習環境

(何を評価するのか)

学生が教育を受け自ら学習をする効果を最大限とするため、法科大学院として環境面にどのような工夫を施しているかを評価する。施設や設備等のハード面のみならず、学習方法や進路選択、さらには精神面での悩みに応じてアドバイスやカウンセリングを受けることのできる体制や、奨学金等の経済面での支援体制、現実社会、国際化する社会での法曹に期待される役割や能力に思いを致す環境を整える等のソフト面も評価する。さらに、学生1人あたりに対するサービスの質が維持されていることを評価する。

8 - 1 - 1 施設及び設備（1）

（1）評価基準

授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

（2）趣旨

法科大学院での教育や学習に向け必要な物理的施設や設備が整備されていることを評価する。図書館やデータベース等の必要な情報源へのアクセス整備については、8 - 1 - 2で評価することとする。

（3）解説

「教育の実施や学習に必要な施設・設備」とは、講義室、演習室、自習室、研究室等、法科大学院での教育及び学習に必要な構造物やスペース、その中で使用される机椅子、ボード、授業等で使用する音響機器や画像映写機器やパソコン、教員と学生や学生同士の通信ネットワーク等のあらゆる設備をいう。

「適切に確保・整備されている」とは、学生の収容定員数や実際の在籍者数との関係で、合理的に必要な数量や広さの施設や設備が確保されていること、実施される教育の効果向上に向け有用なものが取り揃えられていることをいう。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。（基17）
- ・ 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関

する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準(第9条の2、第11条、第13条を除く。)の定めるところによる。(基26)

(6) 参考例

- ・ 教室・演習室等の適切さについては、以下の点を考慮する。
 - ・ クラス定員を充たす座席数が確保されていること(席数)
 - ・ 学生が資料を参照しつつ議論できる手元スペースがあること(机の広さ)
 - ・ 発言者の顔を見つつ議論できる状態にあること(座席配置)
 - ・ 発言者の声を聞き取ることができること(音響)
 - ・ 資料や図表等を参照しつつ議論できる環境(ホワイトボード、プロジェクター等)
- ・ 自習室等の適切さについては、以下の点を考慮する。
 - ・ 利用を希望する学生が利用できるだけの席数があること。
 - ・ 学習に集中できる環境であること(静かさ等)
 - ・ 照明やIT利用可能環境
 - ・ アメニティ・スペースの確保に対する配慮がなされていること
- ・ その他、学生が議論できるスペースがあること(テーブルとボード等のある場所)は、有用である。
- ・ 教育・学習に効果的にITを利用できる環境が整備されていることは重要である。以下の点がポイントとなる。
 - ・ 学習に集中できる環境であること(静かさ等)
 - ・ ITを利用した文書や資料作成、発表のできる設備環境があること
 - ・ 設備や環境の利用をサポートするサービス体制があること
 - ・ 教員、学生が相互に連絡できるITネットワークがあること

8 - 1 - 2 施設及び設備（2）

（1）評価基準

教育及び学習の上で必要な情報源及びその利用環境が整備されていること。

（2）趣旨

法科大学院での教育及び学習に必要な、法令、判例、参考文献等の情報に学生がアクセスできる環境が整っていることを評価する。法科大学院での教育において、法情報等の必要情報の調査がとりわけ重要であることに鑑み、「施設・設備」の整備状況とは別に評価することとした。

（3）解説

「教育及び学習の上で必要な情報源」とは、法令や裁判例、その他関連文献等の必要な情報を得るための、図書室やオンラインデータベースのことをいう。

「利用環境が整備されている」とは、学生が必要な情報に適時に容易にアクセスできるような環境にあることをいう。情報の取り揃え、需要量対応（同時にアクセスできる数の充実）、アクセスのサポート体制、利用のし易さ（時間帯や距離）等を考慮して評価する。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。（基17）
- ・ 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第

9条の2、第11条、第13条を除く。)の定めるところによる。(基26)

(6) 参考例

- ・ 法令情報については、インターネット等を通じた調査、検索ができる体制は必要であろう。
- ・ 裁判例の情報は、公的判例集に加え、判例時報や判例タイムズに掲載されている裁判例にはアクセスできる環境が必要であろう。
- ・ Lexis、Westlaw等の海外法律データベースにアクセスできる環境があることは望ましい。
- ・ 各科目毎に使用する教材や情報に効率的にアクセスできる環境になっていること(図書館等で科目毎に資料スペースを設定する等の工夫)。

8 - 2 - 1 学生サポート体制（1）

（1）評価基準

学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

（2）趣旨

学生が学習に集中できるように法科大学院として支援する体制が整備されていることを評価する。法科大学院の教育や学習は要求される内容から考えて非常に密度が高く、学生は学習に集中しなければ所定の教育成果を上げることが困難であると考えられるため、法科大学院として学生の学習への集中に対する障害要素を取り除く支援をすることが望ましいという考えに基づく。

（3）解説

「学習に集中できるように支援する体制が備わっている」とは、学生が学習に集中するのを妨げる障碍(経済的事由等)を取り除くことに向け、法科大学院として支援をしていることをいう。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ なし。

（6）参考例

- ・ 法曹を志望する学生が経済的な面から入学を諦めたり就学の継続を断念することのないように、奨学金制度を設けたり学生の奨学金申請をサポートしたり、あるいは学生寮や家族寮を設けることで、アルバイト等ができるだけしなくてすむ支援を行うことが考えられる。
- ・ 乳幼児の育児が障碍となりかねない場合には、託児サービスを紹介等す

ることで支援を行うことが考えられる。

8 - 2 - 2 学生サポート体制（2）

（1）評価基準

学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

（2）趣旨

学生が学習の方法や職業選択等につき検討する場合、適宜アドバイスを受けることのできる体制ができており、機能していることを評価する。法科大学院においては、学習に関し要求されることが多い上、どのような法曹を目指すか等の職業に直結する事項の検討をする必要が高いため、それらに対し適切にアドバイスを受けられることのできる体制があることが重要であるとの考えに基づく。

（3）解説

「適切にアドバイスを受けられる体制」とは、適切なアドバイスの供し手があり、学生がアドバイスを求めやすい環境の下に、適時適切に学生にアドバイスを提供していることをいう。

「学習方法についてのアドバイス」とは、全体の科目履修についての指導（6-1-1）や個別の授業での予習指導（6-1-2）以外の、法科大学院での学習の仕方等に重点を置いたアドバイスをいう。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 無し。

（6）参考例

- ・ アドバイスの供し手としては、教員の外、より学生に近い立場の先輩格の者でアドバイス等を業務とする者（チューター、メンター、スチューデントアドバイザー等名称は様々）が考えられる。
- ・ 学生がアドバイスを求めやすい環境上の工夫としては、教員についてクラス担任制やオフィスアワーを設けること、チューター等は相談しやすいように学生と日常的に接触の機会を持つこと、定期的にアドバイスを受ける機会を設ける等、様々な工夫が考えられる。

8 - 2 - 3 学生サポート体制（3）

（1）評価基準

学生が、必要な場合、適切に精神面のカウンセリングを受けられる体制があり、有効に機能していること。

（2）趣旨

学生に対する精神面のカウンセリング体制が整備されていることを評価する。法科大学院の学生は、学習内容が高密度、広範囲に及び、司法試験の重圧から強い精神的プレッシャーのもとで学習することになることが予想される。従って、学生の精神面のケアに十分な配慮をすることが、法科大学院における学生の教育を完遂するために重要となる、という考えに基づく。

（3）解説

「適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制」とは、精神カウンセラー等の適切なカウンセリングの供し手が学内にいるか、別途適切に確保されていること等により、学生が適時にカウンセリングを受けやすい体制ができていることをいう。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 無し。

（6）参考例

- ・ カウンセリングの実施にあたっては、カウンセラーと学生との相性を考慮して、複数の選択肢を用意しておくことが望ましい。
- ・ 学生が適時にカウンセリングを受けられるよう、カウンセリン

グを受けやすい体制をとること（カウンセリングを受けることを躊躇させない相談しやすい体制を学内で構築する等）も重要である。

8 - 3 - 1 実社会との接触・交流（1）

（1）評価基準

実社会と接触・交流等を持つための取り組みがなされていること。

（2）趣旨

実社会と緊密な関係を持つ取り組みがなされていることを評価する。法科大学院が、実社会で期待される役割を果たす法曹の養成を使命とすることに鑑み、常に現実社会との接点を持ち、学生に法曹に期待される使命と法曹の果たすべき責任等を現実の司法サービス利用者や提供者との接触の中で考えることのできるような学習環境を設けることが適切との考えに基づく。

（3）解説

「実社会と接触・交流等を持つための取り組み」とは、学生が法曹の使命と責任、法曹に必要とされる資質や能力等を考え、それを錬磨する契機となりうるような社会の構成単位と接触を持てるような環境を設けることをいう。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 無し。

（6）参考例

- ・ 連携等の相手方となる構成単位としては、弁護士会、自治体、企業、NPO等が考えられる。
- ・ 接触・交流の内容としては、職場見学、現場の実務者等と対話する機会を設けること等が考えられる。

8 - 3 - 2 実社会との接触・交流（2）

（1）評価基準

国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

（2）趣旨

社会がボーダーレスになり国際化する中、法曹の国際性に対する社会の期待が強まっており、これについて考えさせる契機の設定、環境の提供等を評価する。国際化への対応はあらゆる法曹に求められる課題であり、この問題に接することで考える契機を法科大学院が提供することは重要であるという考えに基づく。

（3）解説

「国際性の涵養に向けた取り組み」とは、異文化との接触の機会を持つ等、国際化する社会で法曹に期待される役割や能力等を考える契機となり、かかる問題に適切に対処する能力を養うような機会の設定、環境の設定をいう。国際社会にあって法曹が取り組むべき問題（国際取引や国際人権）のみならず、日本社会自体の国際化にともなって出現している問題（海外企業の日本での活動や日本国内での外国人の権利保護等）も含め、「国際化する社会」との接触を可能にするさまざまな取り組みは、広くこれに含まれる。国際的活動をする法曹のみならず、あらゆる法曹に、異文化に対する理解や異文化にある者とコミュニケーションできる能力が要求されることに照らし、それに役立つ取り組みは全て含まれる。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 無し

（6）参考例

- ・ 社会の国際化に伴い生じる法律問題に取り組む実務家と接触する機会を設けること。
- ・ 外国や外国人との接触の機会を設けること。
- ・ 留学生の受け入れや学生の留学できる環境を設けること。
- ・ 外国の法科大学院との提携や交流を行うこと。

8 - 4 - 1 適切な学生数（1）

（1）評価基準

入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（2）趣旨

入学者数が入学定員を大幅に上回ることでないかを評価する。教員体制や施設・設備等の環境は、想定される入学者数、各年次の学生数、在籍学生総数といった学生の規模を前提に整備される。従って学生の規模や学年次毎のバランスが大きく崩れると、1つの授業の受講者数や学習環境の点で、学生1人当たりのサービス享受環境が下がることとなるため、入り口で入学定員との関係での人数管理を行い、学生へのサービス環境確保を図るのが適切と考えた。

（3）解説

「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。

「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

「バランスを失っていない」とは、入学者数が入学定員を大幅に上回っている状態が常態化していないことをいう。過去3年間で見ると、入学者が入学定員を大幅には上回っていないこと、及びバランスをとる方向での合理的な努力がなされていること、を考慮して評価する。なお、「大幅」の程度については、開設後の各法科大学院における実情、改善努力等を踏まえて、今後設定する。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。(大学院設置基準第 10 条 1 項)
- ・ 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。(大学院設置基準第 10 条 2 項)

(6) 参考例

8 - 4 - 2 適切な学生数（2）

（1）評価基準

在籍者数が収容定員と適切なバランスがとれていること。

（2）趣旨

在籍者数が収容定員を大幅に上回ることでないかを評価する。教員体制や施設・設備等の環境は、想定される入学者数、各年次の学生数、在籍学生総数といった学生の規模を前提に整備される。従って学生の規模や学年次毎のバランスが大きく崩れると、学生1人当たりのサービス享受環境が下がることとなるため、入学者数に加え、在籍者総数の人数管理を行い、学生へのサービス環境確保を図るのが適切と考えた。

（3）解説

「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。

「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。

「適切なバランスがとれている」とは、在籍者数が収容定員を大幅には上回っていないことをいう。過去3年間の推移をみて、在籍者数が収容定員を大幅には上回っていないこと、及び在籍者数を収容定員とバランスさせる方向での合理的努力がなされていること、を考慮して評価する。なお、「大幅」の程度については、開設後の各法科大学院における実情、改善努力等を踏まえて、今後設定するものとする。

（4）判定基準

- ・ 多段階評価。

（5）関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照

らし十分な教育効果をあげることができるものと認められるものとする。(基17)

- ・ 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準(第9条の2、第11条、第13条を除く。)の定めるところによる。(基26)
- ・ 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。(大学院設置基準第10条1項)
- ・ 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。(大学院設置基準第10条2項)

(6) 参考例

9 . 成績評価・修了認定

(何を評価するのか)

成績評価と修了認定が、法科大学院の使命に照らし合目的、厳格、かつ客観的に行われていることを評価する。法科大学院を修了した者に司法試験受験資格が付与されること、及び法科大学院が法曹養成の中核を担う専門職大学院であることに鑑みると、法科大学院の修了認定やその前提となる成績評価は、厳格に行われる必要がある。つまり、法科大学院を修了した者は司法試験や司法修習等を経て法曹として活躍しうるだけの資質や能力を習得していなければならない、そういう水準に達した修了生を世に出すのが法科大学の使命である。そしてそれらの評価のためには、厳格な成績評価・修了認定がなされていることに加え、それが客観性を持って行われていることを担保するための制度的な工夫がなされていること(基準の事前開示や学生への評価・認定根拠説明、異議申し立て手続等)を評価することが有効である。

9 - 1 - 1 成績評価（1）

（1）評価基準

厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

（2）趣旨

適切な成績評価基準が設定され事前に学生に開示されていることを評価する。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であり、その使命に鑑みて、修了生は一定のレベルに達していることが要求される。修了の条件である各履修科目の単位認定や成績評価も、法曹養成の観点から必要と考えられる水準との関係で客観的かつ厳格に行われることが必要との考えに基づく。また、「成績評価基準の学生への事前開示」は、成績評価の対象者である学生に予め成績評価基準を示し、基準を念頭において授業を受け学習を進めた上で試験等を受け、その基準に従った評価を受けるというプロセスを組むことが、成績評価の客観性を担保する上で有効という考えに基づく。

（3）解説

「成績評価基準」とは、当該法科大学院としての成績評価の方針及び各科目で学生の成績を評価する際の基準をいう。

「厳格な成績評価基準が適切に設定され」とは、成績評価基準が法科大学院の使命に照らして合目的的であること及び厳格なものであることをいう。法科大学院における法曹養成教育で学生が身につけるべき内容について、期待される能力水準に照らし個々の学生の習得の状況（到達度）を中心に据えた厳格な評価をするための基準である必要がある。

「事前に学生に開示されている」とは、学生がその科目の履修を開始するにあたり、その科目の成績評価の基準を明確に開示されていることをいう。学生の当該科目の履修のポイントを把握するのに役立つ内容の基準であることが望ましい。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(基10)

(6) 参考例

- ・ 成績評価の厳格性を担保する方法としては、法科大学院としての成績の分布(例:優は受講生の2割まで)成績評価にあたっての考慮要素(試験、レポート、授業への参加状況等)やそれらの評価にあたってのウェイト付け(例:試験の結果が60%、レポート20%、授業での討論への参加状況20%)等を、予め定めておくことが考えられる。各教員は、法科大学院としての成績評価基準を踏まえて、担当科目での成績評価基準を設定することとなる。
- ・ 成績評価の合目的性的性については、法曹に必要なマインドやスキルの習得状況等を勘案することが一つの目安となる。ここで法曹に必要なマインドとスキルとは、評価基準1-1「基本方針の設定と周知徹底」及び同7-1「法曹として必要な資質・能力の養成」にいうマインド・スキルと同じものであり、各法科大学院で教育内容として設定しているものをいう。
- ・ 成績評価基準の厳格性や客観性を担保する他の手段としては、同じ科目で教員が異なる場合に試験を統一すること、クラスを担当する教員とは別の教員が試験の採点をすること、答案の採点の際に答案作成者名が分からないようにすること、等様々な手段が考えられる(但し、答案作成者の扱いについては、教員が学生の授業での状況を認識しつつ採点する方が適切な評価ができる面もあり、「客観性」と「厳格性」のバランスで考える必要もある)。それらを評価基準の一部(評価手続)として定めておくことも考えられる。

9 - 1 - 2 成績評価 (2)

(1) 評価基準

成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

(2) 趣旨

成績評価が予め定められた成績評価基準に従って厳格に行われていることを評価する。厳格かつ客観性のある成績評価の必要性は評価基準 6 - 1 「成績評価 (1)」のとおり。本評価基準は、実際の成績評価が基準に従って実施されているかという点に絞って評価する。

(3) 解説

「成績評価基準」とは、各科目につき定められ履修する学生に事前に開示された成績評価の基準をいう。

「厳格に実施されている」とは、「成績評価基準」に従っていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 合否判定。

(5) 関係法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(基 10)

(6) 参考例

9 - 1 - 3 成績評価 (3)

(1) 評価基準

成績評価に対する学生からの異議申立手続等が規定されており、適切に実施されていること。

(2) 趣旨

成績評価を受けた学生が、評価の正確性について、少なくとも教員から根拠の説明を受け、必要に応じ異議を申し立て、評価の再チェックを受けることのできる手続が規定されており適切に実施されていることを評価する。成績評価の最大の利害関係人である学生が、成績評価基準の開示を受けた上でその科目を履修し、受けた成績評価につき説明を受け、異議申立ができる手続を保障することが、成績評価の客観性の担保のために有効であるという考えに基づく。

(3) 解説

「異議申立手続等」とは、受けた成績評価に不服のある学生から要求があった場合、評価が基準に照らして正しいものかどうかを学生自ら検討する機会を設け、さらには再度チェックし結果を学生に伝える制度をいう。実際の成績評価が事前に開示された成績評価基準に照らし正しくなされたものかどうかをチェックする仕組みであり、客観性(再チェックに第三者が関与するかどうか等)や透明性(試験答案の写し交付や再チェック結果の書面通知等)の点で様々な形態がありうる。「異議申立手続等」を設けているというためには、少なくとも、学生が、成績評価をした教員から評価の根拠の説明を受ける機会を設定する必要がある。

「規定されている」とは、個別の教員が学生からの説明要求や異議に事実上対応しているということではなく、法科大学院として、異議申立から評価の再チェックを経て結果の通知に至るプロセスを明確に規定していることをいう。

「適切に実施されている」とは、異議申立手続等の内容が学生に周知されている等学生が利用しやすいよう配慮されていること、学生から説明

要求や異議申立があった場合、規定に従って対応されていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法規定

- ・ 無し。

(6) 参考例

- ・ 異議申立手続等の前提となるものとして、学生から求められた場合には、試験の答案のコピーを学生に交付し学生自ら検討する機会を与えることが有効と考えられる。
- ・ 成績評価につき、学生に結果を伝えるのみならず、少なくとも評価の根拠を説明することは必要と考えられる（例：不合格の場合にはその理由を説明する等）。また、説明を書面で行うことは、透明性や客観性の点でより望ましい。
- ・ 学生に成績の検討の期間を考慮した「異議申立期間」を設定しておくことは適切であろう。
- ・ 異議申立の対応者については、成績を評価した当の教員が行うのみならず、第三者の目がはいる途を残しておく方が、客観性の担保の点では望ましい。
- ・ 異議に対する回答を書面で行うことは、客観性の担保の点から望ましい。

9 - 2 - 1 修了認定(1)

(1) 評価基準

修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

(2) 趣旨

適切な修了認定基準や認定の体制や手続が設定されていること、修了認定基準が入学を志望する学生に開示されていることを評価する。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であり、その使命に鑑みて、修了生は一定のレベルに達していることが要求される。修了認定の基準は、法曹養成の観点から必要と考えられる水準との関係で客観的かつ厳格に行われることが必要との考えに基づく。また、「修了認定基準の事前開示」は、法科大学院の入学を検討する者に開示され、入学者はその基準を理解した上で法科大学院への入学し、履修をするというプロセスを組むことが、修了認定の客観性を担保する上で有効という考えに基づく。

(3) 解説

「修了認定基準」とは、法科大学院の修了認定を受ける(司法試験受験資格を得る)ための要件を明確に規定したものをいう。修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目(必修科目や選択必修科目)、他学部や他の法科大学院等との単位互換条件等が明確に規定されている必要がある。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならないが、1科目当たりの教育内容が質的にも量的にも大きいことに鑑みて、100単位程度までで設定されることが望ましい。なお、修了成績評価(「優等」等)を行う場合は、その基準も「修了認定基準」に含めることが望ましい。

「修了認定の体制・手続」とは、法科大学院として学生の修了を認定する主体や手続のことをいう。

「修了認定基準が適切に開示されていること」とは、法科大学院への入学を希望する者が、その法科大学院の修了認定要件を確認した上で入学

を決めることができるように、必要な時期に必要な内容の開示がなされていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(基10)
- ・ 法科大学院の課程の修了の要件は、第15条の規定にかかわらず、法科大学院に3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、93単位以上を修得することとする。(基23)
- ・ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。(基22)
- ・ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第14条第2項の規定にかかわらず、前条第1項及び第2項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(同条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。(基22)
- ・ 法科大学院は、第22条第1項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。(基24)
- ・ 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学

識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。（基25）

- ・ 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。（基25）
- ・ 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第21条第1項及び第2項並びに第22条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第21条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基25）

（6）参考例

- ・ 修了認定の厳格性、客観性を確保するための工夫としては、修了認定の基準の策定、体制や手続の設定、実際の認定手続の履践につき、第三者のチェックを受けることも考えられる。

9 - 2 - 2 修了認定(2)

(1) 評価基準

修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

(2) 趣旨

修了認定が予め定められた修了認定基準や手続等に従って厳格に行われていることを評価する。厳格かつ客観性のある修了認定の必要性は評価基準9 - 2 - 1「修了認定(1)」に記載のとおり。本評価基準は、実際の修了認定が基準に従って実施されているかという点に絞って評価する。

(3) 解説

「修了認定基準」とは、事前に開示されている修了認定の基準をいう。

「厳格に実施されている」とは、「修了認定基準」に従っていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 合否判定。

(5) 関係法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(基10)

(6) 参考例

9 - 2 - 3 修了認定 (3)

(1) 評価基準

修了認定に対する学生からの異議申立手続等が規定されており適切に実施されていること。

(2) 趣旨

修了を認められなかった学生が、修了認定の正確性について、少なくとも法科大学院から説明を受け、必要に応じ異議を申立て、認定の再チェックを受けることのできる手続が規定されており適切に実施されていることを評価する。修了認定の最大の利害関係人である学生が、修了認定基準の開示を受けた上で法科大学院に入学し、科目を履修した上で修了認定を受けることができなかった場合に説明を受けたり異議を申し立てることができる手続を保障することが、修了認定の客観性の担保のために有効であるという考えに基づく。

(3) 解説

「修了認定」とは、個々の学生につき修了を認めるかどうかの決定のことをいう。異議申立手続等との関係で問題となるのは、修了を認めない旨の決定の場合である。なお、修了成績も異議申立の対象とする場合は、修了成績の認定も含める。

「異議申立手続等」とは、修了認定に不服のある学生から要求があった場合、認定の理由を説明し、必要に応じて認定が基準に照らして正しいものかどうかを再度チェックし結果を学生に伝える制度をいう。実際の修了認定が事前に開示された修了認定基準に照らし正しくなされたものかどうかをチェックする仕組みであり、客観性(再チェックに第三者が関与するかどうか等)や透明性(再チェック結果の書面通知等)の点で様々な形態がありうる。「異議申立手続等」を設けているというためには、少なくとも、学生が、法科大学院から認定の根拠の説明を受ける機会を設定する必要がある。

「規定されている」とは、修了を認められなかった学生からの異議申立

の方法・手続その他の申立の条件や、修了認定の再チェックの主体や手続、学生への結果の通知に至るプロセスを、法科大学院として明確に規定していることをいう。

「適切に実施されている」とは、異議申立手続等の内容が学生に周知されている等学生が利用しやすいよう配慮されていること、学生からの異議申立があった場合、規定に従って対応されていることをいう。

(4) 判定基準

- ・ 多段階評価。

(5) 関係法規定

- ・ 無し

(6) 参考例

専任教員の適格性

・「専任教員」の要件

「専任教員」は、以下のいずれの要件も充足していることが必要である。

(1) 次のいずれかに該当する者であること

専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(2) 担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者であること

・解釈指針

1 . 前記の「専任教員」の要件の該当性判定に当たっては、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることに鑑み、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行う能力を特に重視する。その能力の判定については、のほか、などを総合的に考慮し、各専任教員が担当する授業科目に対応させて、授業科目毎に判定するものとする。

教育上の経歴・経験

職務上の実績（理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績）

理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績

2 . 前記「専任教員」の教育能力の判定についての前項の運用に当たっては、次の点を留意する。

(1) 実務家教員の授業科目担当能力の審査については、次のを総合して判定する。

要件(1)に関しては、5年以上の実務経験を有することに加えて、民法・刑法などの法律基本科目や理論的・体系的性質の強い科目を担当する場合、該当科目の学术论文・著作等だけでなく、隣接分野での論文・著作等をも含めて、その担当能力を示す研究業績（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実

績などを含む)の有無を基本とする。

ただし、実務家教員が該当科目もしくは隣接分野において実務上の顕著な実績を有する場合には、必ずしも顕著な研究業績がない場合であっても、次の で高度の教育上の指導能力が認められるかどうかを重視して、総合的に判定する。

なお、実務家教員が手続法科目を担当する場合には、その科目の性質上、教育上・職務上の経歴・実績を、実体法基本科目の場合と比較してより重視する。

また、実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、その担当部分について判定する。

要件(2)に関しては、教育上の経歴・経験、シラバス案、面接、小論文、学生アンケート、授業見学等によって、高度の教育上の指導能力の有無を判定する。

(2)実務家教員が実務科目を担当する場合、担当科目と実務経験との関連が認められるか否かを中心に判定する。(例えば、民事専門の弁護士教員が刑事訴訟実務を担当することなどは不適格とする。)

(3)研究者教員の授業科目担当能力については、次の を総合して判定する。

要件(1)に関しては、該当科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の研究業績があることを基本とする。

(基本的に従来の大学院教員と同等又はそれ以上の教育研究上の能力を有する教員である必要があることを考慮する。)

ただし、上記の研究業績判定に際し、教育用の判例解説程度と見なされるものは、研究業績に含めない。

なお、最近5年間より以前に研究業績がある場合には、最近5年間に必ずしも顕著な研究業績がない場合であっても、次の で高度の教育上の指導能力が認められるかどうかを重視して総合的に判定する。該当科目の高度の教育上の指導能力に密接に関連する隣接分野において、最近5年間に研究業績がある場合も同様とする。

要件(2)に関して、おおむね5年以上の教育経験(大学の非常勤講師の期間を含む)を有することを基本とし(実務家教員に5年以上の実務経験を求めていることとのバランス)、シラバス案、

面接、小論文、学生アンケート、授業見学等を加えて、高度の教育上の指導能力の有無を判定する。

また、教育経験期間の算定にあたっては、常勤教員の場合には、留学期間をこれに含める。

このほか、かつて実務家であった者が、研究者教員として申請されている場合には、教育経験が上記期間に満たないときであっても、実務経験期間を併せ考慮することができる。

- (4)教育経験年数の少ない研究者教員については、教育経験不足を補いうるような高度の法学専門教育の能力を示す研究業績（博士の学位やそれに準じる論文・著作等）がある場合、または顕著な教育上の業績もしくは(3) 本文後段により高度の教育上の指導能力が認められる場合には、担当科目等を考慮して、おおむね 5 年以上の教育経験を一定程度緩和することもあり得る。
- (5)研究者教員、実務家教員を問わず、70 歳代後半以上の高齢の教員については、特別な事情がない限り、最近 5 年間の研究実績、教育実績、実務経験の有無を中心に、授業科目担当能力の判定を行う。
- (6)現在、大学の専任教員となっている元実務家を実務家として認定するためには、実務をやめてから 5 年～10 年以内であることを要する。5 年～10 年のどの程度で可とするかは、それ以前の実務経験の長さを考慮する。

以 上

法曹に必要な資質・能力の養成

(はじめに)

ここでは、「法曹に必要な資質・能力」として、2つのマインドと7つのスキルを設定し、それらの養成に取り組む例を紹介する。あくまでも一つの例であり、各法科大学院において、そこで養成しようとする法曹像に則し、かつ当該法科大学院のおかれた環境を踏まえて適切な取り組みを検討する必要がある。

1. 法律専門職責任 - 2つのマインド

(1) 法曹としての使命・責任の自覚

(内容)

司法制度の担い手として果たすべき使命・役割を理解し、それを適正に果たすため必要な責任感を涵養すること。「職業法曹として社会で果たすことを期待されている役割」をしっかりと理解することは、スキルの学習にあたっても有効である(スキルの活用のイメージを前提とすることで効率的な学習が可能となる)。

(取組例)

- ・ 司法サービス利用者の話を聞いたり、司法サービス提供の現場(裁判所、検察庁、法律事務所、各種相談機関等)を見ることを通じ、現代日本社会において法曹が果たすことを期待されている役割を理解する。
- ・ 国際社会での法曹のサービスの利用者(企業、個人等)やサービス提供の現場(国際機関や各国裁判所、法律事務所等)を見ること、サービス提供者(外国の法曹等)の話を聞くことを通じて、国際社会での法曹の役割を理解する。
- ・ 社会の制度変革の内容を理解する中で、法曹に新たに期待される役割を理解する。
- ・ 「リーガルプロフェッション」や「法曹機能論」といった、法曹の機能や役割を主題とした科目を開設すること、「法社会学」等の基礎法学科目の中で触れること、入学後ガイダンス等で法曹の役割の概説をする機会を設けること、クリニックやエクスターンシップで法曹が役割を果たす現場を体験すること、課外に実社会で活躍する法曹の話聞く機会を設ける等、様々な方法が考えられる。

(2) 法曹倫理

(内容)

法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則を理解すると共に、裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観を涵養すること。弁護士にとっての「依頼人の最大の利益を追求(For the Best Interest of Client)」はここに含まれる。また、少なくとも以下の内容を含むことが求められる。

- ・ 法曹三者の倫理に関連する法令、倫理規定、基準の内容を理解すること。
- ・ 弁護士倫理につき、忠実義務・真実義務・利益相反・秘密保持の内容を十分に理解すること。
- ・ 弁護士の綱紀・懲戒手続等の制度を理解すること。

(取組例)

- ・ 法曹の基本的責務(真実義務等)のみならず、弁護士として実践しなければならない責務(例えば、他の弁護士の非行を見いだしたとき弁護士はどう振る舞うべきか)について、具体的事例を検討することを通じて、法曹倫理の内容を深く理解する。
- ・ 倫理問題についての司法サービス利用者の声を聞く機会や、倫理問題の処理に携わっている実務法曹の声を聞く機会を通じて、法曹倫理の実際の側面を理解する。
- ・ 米国等の法曹倫理を検討することを通じて、日本の法曹倫理をより深く理解する。

2. 法律専門職能力 - 7つのスキル

(1) 問題解決能力

(内容)

社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力。問題解決手法の知識と選択能力を含む。他のスキル(法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力)を駆使して、アウトプットをもたらすことのできる総合力であり、所謂「solution provider」たる能力である。他のスキルはあくまで問題解決という目的に向けられてこそ意味をもつということを認識することが必要である。少なくとも、問題解決能力の内容とその重要性を理解することが必要であり、具体的には以下の内容を理解することが求められる。

- ・ 問題解決には様々なアプローチ(法的、経済的、政治的等)があり法的アプローチにも様々な手法(訴訟、仲裁、調停、和解等)があること、及び各選択肢の特質。
- ・ スキル相互間の関係 - 全てのスキルは問題解決に繋がること

(取組例)

- ・ 具体的事例を用いた演習科目、模擬裁判、臨床科目等で、何が問題か、その問題を解決するためにはどのような検討視点や選択肢があるか、どの方法を選択するか、その選択肢を進めるためにはどのようなスキルや作業が必要か、等々を検討することを通じて、問題解決能力の内容を理解する。
- ・ 民事訴訟法やロイヤリング等の科目で、様々な法的アプローチの手法と、その選択にあたっての考え方を理解する。
- ・ 経営大学院や公共政策大学院等で「問題解決」をテーマにした科目を履修し、その中で法的アプローチの可能性を検討することを通じて、より広い視野で問題解決能力を理解する。

(2) 法的知識 (基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査)

(内容)

基礎的な法分野につき深く理解するとともに、少なくとも一つの専門的な法分野に対する基本的な知識を獲得すること。また、必要な法情報を漏れなく、かつ迅速に調査する能力。少なくとも日本の法制度については、相当の調査を行えば内容を的確に理解する能力を要する。具体的には以下の能力を習得する必要がある。

- ・ 具体的事実や問題につき関連する国内法令を網羅的に抽出する能力
- ・ 国内法令につき適用例 (裁判例や行政での運用) や制定背景を調査する能力
- ・ インターネット等の情報源や電子データベースから調査する能力

(注) なお、基礎的法知識及び専門的法知識については、科目構成及びその成績評価で評価対象としているのでそちらに委ねることとし、ここでは、専ら法情報調査を対象として評価する。

(取組例)

- ・ カリキュラムのどの場面で教えるかは様々な形がありうる。法情報調査をテーマとした科目を開設する、法律科目でその分野の法律の体系とともに調査の仕方を説明する等。
- ・ 訓練機会を十分に設けることが重要。例：一般的でないテーマについて関係法令を調査する。ある問題についての裁判例を判例集から網羅的に調査抽出し整理する。インターネット等で法令や裁判例を検索する。

(3) 事実調査・事実認定能力

(内容)

必要な事実を調査する能力、および解決すべき問題に関する事実関係を、各種証拠に照らして正確に分析・把握する能力。この内、事実調査能力や証拠収集の技法は実際に法曹実務に就いてからの習得が中心となる。従い、法科大学院では以下の点の理解が中心となると思われる。

- ・ 事実認定の基本的仕組み（主要事実、間接事実、直接証拠、間接証拠、経験則、間接事実による主要事実の認定等）
- ・ 証拠能力(証拠収集ルールを含む)、証拠力、証拠評価(証言の信用性等)、証明度、裁判上の証明と科学的証明との関係
- ・ 証拠の種類やそれらを収集する方法・技術のあらまし（事実を引き出す質問の方法等）

(取組例)

- ・ 民事訴訟法や刑事訴訟法の科目の中で、事実（要件事実、構成要件事実等）と証拠との関係、証拠の種類、証明の程度、証拠能力等を整理する。演習等で事例研究を行い、主張や事実を抽出した上で事実と証拠の結びつきを整理する訓練を行う。事実の設定を事件記録の形で行ったり、臨床教育で生の事実を扱うこと、模擬裁判等のシミュレーション型授業で、主張や事実・証拠の整理とともに、立証計画（尋問事項等）を立てる等により実戦的な訓練を行う。
- ・ 証拠の収集方法のあらま시를、法律実務基礎科目等で整理し教える。

(4) 法的分析・推論能力

(内容)

解決案の策定に向けて的確に法的分析・推論を行い、その適用等を経て妥当な法的結論を導き出す能力。具体的には、事案に対して適用される法を見出し、その法の効果、要件を整理した上で、事実を主要事実、間接事実等に整理し、法的結論に至る論理的道筋を整理する能力である。法律効果と事実との関係（法律効果、要件事実・構成要件事実、主要事実、間接事実、その他の事実）の基本的しくみ、及び立証責任と要件事実・構成要件事実の関係の理解と、それに基づく分析の訓練が必要になる。この上で証拠と証明責任のルールにより事実認定がなされ（事実認定能力）、法的結論が導かれることとなる。

(取組例)

- ・ 民事訴訟法や刑事訴訟法の科目の中で、法律効果と事実（要件事実、構成要件事実等）との関係、事実相互間の関係（主要事実と間接事実、それ以外の事実）等の基本的事項を理解する。
- ・ 演習等で事例研究を行い、事実の記述から法律的に意味のある事実（要件事実、構成要件事実等）を抽出し、各要件事実間の関係（主要事実 - 間接事実等）を整理する訓練を行う。事件記録や臨床教育での生の事実に基づいて訓練することも考えられる。特に、間接事実から主要事実を推論する能力を鍛えることに重点を置く。
- ・ 模擬裁判等のシミュレーション型授業で、問題の解決に向けて適用法や主張すべき事実等を整理する訓練を行うことも考えられる。

(5) 創造的・批判的検討能力

(内容)

現行の法制度や実務を、適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し、発展させていくための創造的な提案をする能力。法の空白地帯に対して立法を提案できる力、判例の無い問題に対して新判例をつくる力であり、現行の実定法や判例を相対化する能力ということもできる。この「創造的・批判的検討能力」の内容及び重要性を理解することが求められる。

(取組例)

- ・ 基礎法学分野等の授業で、法の社会において果たしてきた役割を歴史的に検討したり、諸外国の法制度と比較検討することを通じ、現行の国内法制度を、相対的なものとして理解する視点を得る。
- ・ 法の空白域、判例の無い分野での法創造過程や、判例変更をもたらしたプロセスを具体的事例で理解する機会を設定する。
- ・ 双方向・多方向授業で、多様な背景を持った学生たちが立場の異なる視点で議論する機会を設ける。
- ・ 臨床教育等を通じて、現行法や現在の裁判例では対処できない問題について検討する機会を持つ。

(6) 法的議論・表現・説得能力

(内容)

自分の意見を表明し、理論的、説得的に法的な議論を展開する能力、及び事実・問題・結論・理由等を、口頭及び文書（図等も含む）により第三者に解りやすく表現する能力。国際会議や交渉の場に耐えうる法的議論を行う能力や、国際的に通用する文書を作成する能力の習得も目指す。具体的には、以下の内容の習得を含む。

- ・ 法的問題を検討するメモ（事実関係、問題、適用法規、結論、理由等を整理したメモ）を作成する能力の習得。
- ・ 問題に対する自分の意見と理由を明確に口頭で述べる能力の習得。
- ・ 問題に対する自分の意見と理由を明確に文書で表現する能力の習得。
- ・ 相手方の理解を補助する図表や映像等を利用する方法の習得。
- ・ 問題に対する結論に向け効率的に議論をする能力の習得。
- ・ 交渉をする力、技法の習得

(取組例)

- ・ 法文書作成については、法文書作成を主たるテーマとする科目を開設することの他に、各法律科目の中で、その法律に関する問題について文書を作成する機会を設けたり、演習科目、臨床教育、模擬裁判等においてレポートを法的メモの形式で作成することとする等様々なやり方がある。裁判の判決書きの前提となるサマリーペーパー（争点を分析し争点についての判断を記述したもの）を作成する訓練も有効であろう。それらの中で、図表等も活用し分かりやすい文書表現を工夫する機会を持つことが有用である。
- ・ 文書作成の訓練機会を多く持ち、添削やサンプル文書についてのクラスでの検討の機会を持つことを通じて、「分かりやすい文書」のイメージを開発することが有効である。
- ・ 口頭で議論等する能力の養成については、授業の仕方（クラス内での双方向・多方向の議論、ソクラティックメソッドの実施、口頭での交渉シミュレーション授業等）の他、エクスターンシップで交渉同席の機会を持つ等の取り組みが考えられる。
- ・ 国際的な文書（書簡、合意書、プレゼンテーション資料等）に触れる機会を持ったたり、交渉や議論のビデオを利用して議論や説得の技法を知る

ことも有効と思われる。

(7) コミュニケーション能力

(内容)

カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の、問題解決のために法曹として必要とされるコミュニケーションの技法や能力。とりわけ、「人の話をきちんと聞き、その人の考えや背景にある関心を適切に酌み取る」能力や態度は重要である。具体的には、コミュニケーション能力の、法曹としての業務の中での位置づけや重要性、まずは「素直に聞く」ことが重要であること、「質問する能力」「語られていることの信用性を見抜く能力」「語られていない部分を聞き出す能力」等の、コミュニケーションの基本的な重要事項を理解することである。つまり、コミュニケーションの基礎的部分の習得までであり、さらに具体的な技能の習得や技能向上は、修了後の実務での訓練によることとなる。

(取組例)

- ・ ロイヤリング等で、コミュニケーションの基本的な重要事項を整理し学習する機会を設けることが考えられる。
- ・ シミュレーション型授業や臨床教育で、カウンセリング等の現場に触れることで、コミュニケーションの難しさや課題を認識する機会を設けることは有効であろう。
- ・ 消費者相談センター等、法律に関係するカウンセリングを専門に行う機関の現場に触れる、あるいは、現場の相談員の話聞く機会をもつことも有用と思われる。